

## 競争的研究費の直接経費から 研究代表者（PI）の人件費を支出するにあたっての活用方針

「競争的研究費の直接経費からの研究代表者（PI）の人件費支出に関する取扱規程」に基づき競争的研究費の直接経費からのPIの人件費支出について、以下のとおり活用方針を定めるものとする。なお、府省等の公募以外の競争的研究費や民間からの委託・共同研究費等においても、今後、PIの人件費支出が可能な研究費に関しては、当該規程を参考に可能な限り本方針に沿って活用していく。

### 1. 目標

本学は、マスタープランに掲げる「研究の高度化」及び「特色ある研究によるプレゼンスアップ」を図るための一助として、競争的研究費の直接経費からPIへの人件費を支出することで、研究者が安定して研究に専念できる環境を整備するとともに、優秀な人材の確保に努める。

併せて地域における産官学による研究活動拠点として、多様かつ卓越的・挑戦的な研究を支援する体制の強化に繋げる。

### 2. 当該目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

PIが獲得した人件費については、PI自身の研究力強化支援のために活用するものとする。

- (1) PIの給与及び賞与への追加的インセンティブ

### 3. 留意事項等

競争的研究費の直接経費からPIの人件費を申請、執行する際の留意事項を以下に示す。

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得したPIが研究の着実な遂行のため判断するものであり、直接経費からのPI人件費の支出を本学が強制するものではない。
- (2) PIがPI人件費として申請できるエフォートの上限を30%とする。
- (3) 本方針については、全学的な活用・実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。
- (4) 本学は、方針に掲げる目標の達成に向け、研究者のエフォート管理、業績評価、人事給与マネジメントの改善等と併せて取り組むこととする。

この活用方針は、令和3年5月28日から適用する。

以上